

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託特記仕様書第3条の留意事項について

発注者は、南武線連立関係事業用地取得関連業務委託特記仕様書第4条における1年度あたり約30画地の建物調査等業務の協力を得ることについて、受注者が達成することができなかった場合には、同第3条の規定に関して、次年度以降の執行体制を受注者との協議により変更することができるものとする。